

田植えが終わり、これからトマトやキュウリなどの夏野菜が収穫時期を迎えます。

嬉しさや ^{ほおずき}鬼灯ほどに ^{はつなすび}初茄子 (井月)

新型コロナウイルス感染防止のため不要不急の外出自粛や密集・密閉・密接を避ける行動が求められている中、西春近の自治協議会ははじめ各団体は感染防止を最優先課題としつつも地域の安心安全や地域の結びつきを守るべく計画の見直しを進めています。

西春近自治協議会

5月の役員会で事業計画の見直しを行いました。

(1) 事業の中止・延期

- 5月15日 森林の里親事業 ⇒ 9月30日に延期
- 7月19日 権現山登山道、桜の里整備 ⇒ 中止
- 〃 桜の里交流会 ⇒ 中止
- 7月29日 てらこや塾 のろしの学習会 ⇒ 中止
- 8月27日 のろしリレー準備 ⇒ 事務局対応
- 8月27日 天竜川河川敷整備作業 ⇒ 中止
- 8月29日 のろしリレー⇒物見や城のみ役員対応

西春近地域協議会

「協働のまちづくり交付金事業」の審査を行いを委員に報告し書面で承認をうけて4事業を採択しました。

- ①ユカイナ製作と学校樹木整備活用 (南小同窓会)
- ②「小出城」環境整備事業 (小出一区)
- ③里山と水辺を親しむ環境整備 (川瀬美倶楽部)
- ④細ヶ谷グラウンドリニューアル事業 (継続事業)
(細ヶ谷グラウンド管理委員会)

西春近財産区

- (1) 境界踏査 (藤沢川～モチクイ平) 5月23日(土)
林道藤沢線から入山、モチクイ平までの間を確認
- (2) 当面の事業計画の変更

- 6月14日 第1回山作業【小出三区】 ⇒ 中止
- 6月21日 第2回山作業【小出一区】 ⇒ 中止
- 6月28日 第3回山作業【小出二区】 ⇒ 中止

年間作業の公平性を保つため、秋の作業も中止

※詳細は『財産区だより』をご参照ください。

西春近公民館

市内の各公民館と協調し、再開後の計画を見直しました。

- (1) クラブ・サークルなどへの貸館業務

⇒ 5月18日再開

- (2) 女性・男性・高齢者学級などの講座

⇒ 7月開講予定

- (3) 乳幼児対象の教室、運動系の教室

⇒ 7月開講予定

- (4) 行事・イベントの中止・延期

5月23日 公民館地区館分館役職員研修 ⇒ 中止

6月12日 トリムバレー大会代表者会 ⇒ 中止

6月21日 トリムバレーボール大会 ⇒ 中止

7月 3日 成人式実行委員会 ⇒ 延期

7月27日～ 夏休みてらこや塾 ⇒ 中止

8月15日 西春近地区成人式 ⇒ 延期 (期日未定)

- (5) 小学校の体育館・グラウンド

6月1日から使用を再開

6月～7月 西春近の主な行事 (予定)

6月 3日(水) 民生児童委員会6月定例会

~~5日(金) 衛生自治会研修視察 (中止)~~

10日(水) 6月定例区長会

11日(木) 衛生自治会支部長会

14日(日) 財産区 細ヶ谷グラウンド周辺草刈作業

21日(日)* 散乱空き缶収集とアレチウリ駆除

(基準日につき、各区の状況に応じて実施を判断)

26日(金) 財産区定例議会・全員協議会

28日(日) 衛生自治会「衣類回収事業」

7月 1日(水) 民生児童委員会7月定例会

~~2日(木) 自治協議会小委員会 (中止)~~

~~3日(金) 成人式実行委員会 (延期)~~

4日(土) 財産区 林道犬田切線草刈作業

10日(金) 7月定例区長会

11日(土) 財産区 境界踏査

15日(水) 防犯協会打合せ会・研修会

*新型コロナウイルスの感染状況により、さらに予定が変更になる場合があります。

*詳しくは西春近支所・公民館(電話72-4178)へお問い合わせください。

～歴史学習会「西春近をふり返る」より～

江戸時代の高札

社会科の教科書で江戸幕府によるキリスト教禁令を説明したページに、「踏み絵」とともに「高札」の図が載っていたのを覚えていますか。その高札の本物（実物）が平成23年、他の2点の高札とともに沢渡の民家の土蔵から発見されました。

このお宅は伊那街道と高遠道（殿島橋を渡り高遠城下へ続く道）が交差する「大辻」に近く、大辻には江戸時代に高札場があったと伝えられます。このことから、発見された高札3枚は大辻の高札場に掲げられたものと考えられます。

見つかった3点の内の2点を意識文で紹介します。

(1) キリシタン禁制

定

キリスト教を信仰することは前々から禁じられている。もし不審な者がいたら知らせなさい。褒美として

- バテレンを知らせた者 銀五百枚
- イルマンを知らせた者 銀三百枚
- 立ちかえり者を知らせた者 銀三百枚
- 同宿並びに宗門を知らせた者 銀百枚

を与える。

たとえキリスト教徒の仲間であっても、知らせた者には訴え出た内容によって銀五百枚を与える。

キリスト教徒を隠していたことが、他所からわかったときはその村の名主、五人組、一族の者全員が厳しく罰せられる。

以上のことをここに知らせる。

天和二年五月日

奉行

この通りお達しが出ているので、領内の者はこれを守りなさい。

若狭

バテレン＝神父、司祭 イルマン＝宣教師、修道士
立ちかえり者＝キリスト教徒にもどった者
天和二年＝1682年
若狭＝高遠藩最後の藩主 内藤若狭守頼直

(2) 徒党などの禁制

定

何事によらずよくない事を百姓大勢申し合わせることを徒党といい、徒党を組んで願い事を企てることを強訴といい、また申し合わせて村から逃げ出すことを逃散といい、以前から御法度であるから、そうしたことがあれば自分の村、他所の村関係なくすぐに知らせなさい。褒美として

- 徒党を知らせた者 銀百枚
- 強訴を知らせた者 同しく銀百枚
- 逃散を知らせた者 同しく銀百枚

を与え、場合によっては帯刀苗字も許す。

たとえ一度は仲間になっても、首謀者を知らせれば罪を許し褒美を与える。

一 知らせる者もなく、村々に騒動があったとしても、自分の村の者を抑えて一人も徒党に参加させなければ、村役人でも百姓でも抑えた者に褒美を与え、帯刀苗字を許し、その後も騒動を鎮めた者には褒美を与える。

明和七年四月

奉行

この通りお達しが出ているので、領内の者はこれを守りなさい。

若狭

明和七年；1770年

(3) にせ金銀銭の禁制（略）

このような高札は、新しい決まりを定めた時だけでなく、将軍や藩主が交代した時などにも新調しました。つまり、沢渡の高札は天和2年や明和7年につくられたものではありません。傷みが少ないことから、短期間だけ掲げられたのは明らかで、内藤頼直が「若狭守」を拝命した時期から推測して幕末の慶応2年(1866)か3年から明治政府が発足した明治元年(1868)までの2～3年だけ掲げられたと考えられます。

3点の高札は、ふるさとの歴史を物語る貴重な資料として高遠町歴史博物館に寄託されています。

